

「ぐんま知っ得食品表示」は、タイムリーな食品表示に関する情報をお届けする消費者向け情報紙です。

生鮮食品の表示について（第2回）

食品を購入するとき、表示を確認していますか？食品表示は消費者と食品をつなぐ大切な情報源です。今回は生鮮食品のうち「水産物」と「玄米・精米」の表示について解説します。

水産物（魚類、貝類、いか、たこ等）

容器包装に入れられていないものは商品に近接した場所や、見やすい場所に、容器包装に入れられたものは容器包装に、原則「名称」と「原産地」を表示します。また、品目の特性に応じた表示もあります。

容器包装に入れられていないもの

表示される項目

原則の表示

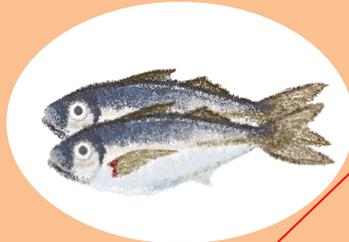
- ① 名称
- ② 原産地

+

特性に応じた表示

- ③ 養殖
- ④ 解凍

<例>



あじ
太平洋中部

『名称』 魚種名などを一般的な名称で表示

『原産地』

- ・国産品：漁獲した水域名又は養殖場がある都道府県名。水域名表示が困難なものは、水揚げ港又はその港がある都道府県名
- ・輸入品：原産国名。原産国名と水域名が表示される場合あり

容器包装に入れられているもの

表示される項目

原則の表示

- ① 名称
- ② 原産地
- ③ 消費期限
- ④ 保存方法
- ⑤ 加工者

+

特性に応じた表示

- ⑥ 生食用である旨
- ⑦ 養殖
- ⑧ 解凍

<例>



真鯛（刺身用）

〇〇県産（養殖・解凍）

消費期限 31. 1. 10

保存方法 10℃以下で保存

加工者 〇〇スーパー株式会社
群馬県〇市△町〇ー〇

価格 〇〇円

『生食用である旨』

該当する場合は「刺身用」や「そのままお召し上がりになれます」などの注意書きを表示

『養殖』、『解凍』 該当する場合は表示

- ・『消費期限』 急速に劣化しやすい食品の安全に食べられる期限
- ・『保存方法』 開封前の保存方法
- ・『加工者』 加工者の名称及び加工所の所在地

玄米・精米(お米)

袋詰めされた玄米・精米の表示は、原料玄米が単一の原料米か複数の原料米がブレンドされているかによって、また、農産物検査法に基づく検査証明を受けているかどうかによって表示する内容が異なります。

表示される項目

原則の表示



- ① 名称 (玄米、精米、もち精米等)
- ② 原料玄米
 - ・原料米が1種類の場合は「単一原料米」
 - ・複数の原料玄米がブレンドされたものは「複数原料米」、「ブレンド米」、「混合米」など、その旨がわかる表示
- ③ 内容量 (kg 又は g)
- ④ 精米年月日 (玄米は調製年月日)
- ⑤ 販売者 (表示内容に責任がある者の名称、住所、電話番号)

もっと詳しく

原料玄米の表示

【検査証明のあるもの】次の項目が表示されています。

- ① 産地 (単一原料米、複数原料米、〇〇県産等)
- ② 品種 (お米の品種、「〇〇ヒカリ」など)
- ③ 産年 (お米を収穫した年)
- ④ 使用割合 (原料玄米が複数の場合)

【検査証明のないもの：未検査米】

未検査米でも産地と使用割合は表示されています。

単一原料米で検査証明がある場合の表示例

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	群馬県	〇〇ヒカリ	30年産
内容量	10kg		
精米年月日	平成〇〇年〇月〇日		
販売者	〇〇米穀株式会社 群馬県〇〇市〇〇町△-△ TEL 〇〇〇(×××)△△△△		

複数原料米で検査証明がない場合の表示例

名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産			10割
内容量	10kg			
精米年月日	平成〇〇年〇月〇日			
販売者	〇〇米穀株式会社 群馬県〇〇市〇〇町△-△ TEL 〇〇〇(×××)△△△△			

ここも
知っ得!



「新米」っていつまで表示されるの？



「新米」の用語は、原料玄米が生産された年の12月31日までに包装された玄米、または原料玄米が生産された年の12月31日までに精白され、包装された精米について表示されています。

群馬県では、県民の皆様がいつでも1人でも学べる食品表示の学習教材（YouTube動画、DVD貸出、テキスト）を作成しています。詳しくは、群馬県ホームページをご覧ください。

[群馬県食品教材 検索](#)

ご意見・ご感想
お問合せは
こちらまで

群馬県 健康福祉部 食品・生活衛生課 食品安全推進室
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
電話：027-226-2425 FAX：027-243-3426
E-mail：shokuseika@pref.gunma.lg.jp

